

1 改定の概要(5カ年程度:R7~11年度)

策定の根拠	議決	推進体制
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例 5つの基本理念(ひと・参加・情報・まち・もの)に基づき施策を総合的に実施するための指針 ▶ 障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(ひょうご・スマイル条例) 障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「<u>県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例</u>」に定める議決が必要な計画 ▶ 「<u>ユニバーサル社会推進条例</u>」で策定及び変更時に議決が必要と規定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 兵庫県社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会(学識経験者、当事者・支援団体、県議会議員で構成)で指針改定を検討 ▶ 専門分科会で指針に基づく施策実施状況等を毎年度検証

現指針の概要：両条例に基づき、めざすべき社会像「全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動できる社会」の実現に向けた基本理念及び取組の基本的方向をとりまとめたもの。

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

めざすべき社会像 (H30.10月改定)

全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会

5つの基本理念		取組の基本的方向
① ひと	人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念への理解を深める<u>機会の提供</u> ・ 障害のある児童、生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育 ・ ユニバーサル社会づくりを<u>率先して行う人材</u>や専門的知見を有する人材の育成
② 参加	全ての人がその能力を発揮して多様な社会参加ができる社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況や能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した多様な勤務形態を選択できる環境の整備 ・ 地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を<u>促進する体制の整備</u> ・ 障害者等が生活する上での障壁を除去するための<u>支援体制の整備</u> ・ 文化芸術活動、スポーツ等を通じた交流の促進
③ 情報	生活に必要な情報を円滑に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な手法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施 ・ <u>手話通訳、点訳、外国語通訳等の人材育成及び手話等を学習する機会の確保</u> ・ 災害時の要支援者に対する迅速かつ確かな情報伝達体制の整備 ・ 情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受できる環境の整備
④ まち	福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の機能低下等による状況の変化に対応した構造や設備を有する住宅の整備促進 ・ 安心して利用できる公共施設、円滑に移動できる公共交通機関の整備促進 ・ <u>地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営の体制整備</u> ・ <u>住み慣れた地域で安心して暮らすためのサービス提供の促進</u>
⑤ もの	全ての人のためにとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ユニバーサルデザイン製品の研究開発の促進</u> ・ <u>先端技術を活用した医療や介護の提供のための研究開発の促進</u> ・ <u>ユニバーサルデザインに配慮したサービス提供の促進</u>

2 改定の方向性

(案) 前回の改定(H30.10月)から6年が経過、
社会情勢の変化を踏まえて、ユニバーサル推進条例の基本理念(人・参加・情報・まち・もの)に基づき、
①これまでの取組の深化及び②新たな取組を視野に改訂を進める。

社会情勢の変化

- ・ コロナ禍を経たデジタル化の加速や生活様式の多様化
- ・ 少子・高齢化の進展による人口減少
- ・ LGBTQやSNS上の誹謗中傷等人権問題への意識の高まり
- ・ SDGsへの取組の進展、2050問題
- ・ 子どもの貧困、ヤングケアラー、ケアリーバー、8050問題
- ・ ユニバーサル意識の高まり 等

①これまでの取組の深化

- ・ みんなの声かけ運動、ゆずりあい駐車場
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣
- ・ 盲ろう者の社会参加促進、失語症者向け意思疎通支援事業
- ・ パラスポーツ、障害者芸術、障害者の就労支援・工賃向上
- ・ 医療的ケア児支援センター、難聴児支援体制の整備
- ・ 福祉のまちづくり研究所での筋電義手等の開発・研究
- ・ ユニバーサルツーリズム
- ・ 働き方改革、ワーク・ライフ・バランス 等

②新たな取組

- ・ 合理的配慮の提供の義務化、手話言語条例への対応
- ・ 障害のある児童の映画やスポーツを鑑賞・体験する場の創出
- ・ 高等教育の負担軽減
- ・ 不妊治療支援の強化、不登校・ひきこもり対策の強化
- ・ ケアリーバー・ヤングケアラー支援の拡充
- ・ 奨学金返済支援制度の拡充、ミモザ企業認定制度の推進
- ・ パートナーシップ制度、SNS等誹謗中傷等対策の推進
- ・ 能登半島地震を踏まえた災害対応の充実強化 等

【各部局と連携して、深化していく取組や新たな取組の洗い出しを実施】

指針改訂

3 スケジュール案

時期	ユニバーサル社会専門分科会	社会福祉審議会	議会
R6.6	第1回分科会(改定の方向性)		
7	庁内ワーキング会議(深化していく取組や新たな取組の洗い出し)		
8	第2回分科会(骨子案)		
9			骨子案説明
10			
11	第3回分科会(改定案(パブコメ案))	改定案の中間報告	
12~R7.1		パブリックコメント	パブコメ説明
R7.1	第4回分科会(最終案)		
2			議案提出
3		改定報告	